

ワクチン接種に係る人材確保について (令和4年6月)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ワクチン接種会場への看護師・准看護師の労働者派遣について

- 医療機関への看護師・准看護師の労働者派遣については、原則禁止。
- 地方分権対応として行った政令改正により、令和3年4月1日から、へき地の医療機関に限り、看護師・准看護師の労働者派遣が可能となった。これにより、へき地のワクチン接種会場（医療法上の診療所に該当）への看護師・准看護師の労働者派遣は可能。
- 全国知事会などからの要望を踏まえ、へき地以外の地域においても、ワクチン接種会場の人員確保のための選択肢の一つとして、コロナ禍の特例措置として、令和3年4月23日から、従事者（看護師、准看護師）、場所（ワクチン接種会場）、期間（予防接種法に基づき厚生労働大臣が指定する期日又は期間）を限定の上で、ワクチン接種会場への労働者派遣を可能としている。

労働者	業務	派遣される場所			
		へき地の病院・診療所		へき地以外の病院・診療所	
		接種会場	接種会場	接種会場	接種会場
看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	× ⇒ ○ (R3. 4. 23～ R4. 9. 30)
准看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	× ⇒ ○ (R3. 4. 23～ R4. 9. 30)

新型コロナワクチン接種について

- 令和3年2月17日～ 医療従事者等への先行・優先接種開始
- 令和3年4月12日～ 高齢者への優先接種開始
- 令和3年4月9日・13日 労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会にて、特例臨時接種の実施期間（～令和4年2月末）におけるへき地以外のワクチン接種会場における看護師・准看護師の労働者派遣について審議・了承
- 令和3年4月23日～ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布・施行（令和4年2月末までの間に限り、へき地以外のワクチン接種会場への看護師・准看護師の労働者派遣が可能となった。）
- 令和3年12月1日～ 新型コロナワクチンの特例臨時接種の期間を令和4年9月末まで延長
　　2回接種完了した者（18歳以上）に対する3回目接種開始
- 令和3年12月9日 社会保障審議会医療部会にて、へき地以外のワクチン接種会場における看護師・准看護師の労働者派遣について、令和4年9月末までの延長を議論
- 令和3年12月24日 労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会にて、へき地以外のワクチン接種会場における看護師・准看護師の労働者派遣について、令和4年9月末までの延長を審議・了承
- 令和4年1月14日 予防接種法上の特例臨時接種の期間が令和4年9月末まで延長されたことを踏まえ、へき地以外のワクチン接種会場への看護師・准看護師の労働者派遣が可能な期間を同年9月末までとすることを通知。
- 令和4年3月1日～（準備のできた自治体は2月末～） 5～11歳の小児に対する接種開始
- 令和4年3月25日～ 12歳以上18歳未満の者に対する3回目接種開始
- 令和4年5月25日～ ①60歳以上の者、②18歳以上60歳未満で基礎疾患有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者を対象に、4回目接種開始。
※対象者等については、引き続き、様々な情報を収集しながら検討。

市町村集団接種会場での看護師の確保状況（令和4年3月10日現在）

接種会場での 看護師の確保方法	<へき地> 回答自治体数 【看護師の確保数】	<へき地以外> 回答自治体数 【看護師の確保数】	計
(1) 自治体又は委託業者 が直接雇用する	651自治体 (57.9%)	379自治体 (61.5%)	1,030自治体 (59.2%)
(2) 医師会や管内医療機 関等から看護師を出しても らう	615自治体 (54.7%)	342自治体 (55.5%)	957自治体 (55.0%)
(3) 自治体又は委託業者 が人材派遣会社から人材派 遣を受ける	89自治体 (7.9%)	144自治体 (23.4%)	233自治体 (13.4%)
(4) 自治体の保健師や退 職した保健師を活用する	465自治体 (41.3%)	232自治体 (37.7%)	697自治体 (40.0%)

(注) () 内は全自治体数（へき地：1,125自治体、へき地以外：616自治体、計：1,741自治体）に占める割合

市町村における直接雇用の採用ルート

看護師を直接雇用したと回答した 1,030 自治体の採用ルートは次の通り。

直接雇用の際の採用ルート	回答自治体数（複数回答）
ハローワーク	124 自治体
都道府県ナースセンター	158 自治体
民間職業紹介会社	97 自治体
自治体ホームページでの募集	220 自治体
その他	787 自治体

※「その他」は、1・2回目接種や他事業で協力を得た看護師に声掛け、集団接種会場で働く看護師からの紹介、近隣の医療機関に看護師募集を案内するなど。

市町村集団接種会場での看護師の労働者派遣の活用状況

暫定版

看護師の労働者派遣の活用状況 (※1)	自治体数 (※2)		初回と3回目で活用状況が異なる理由 (複数回答)
初回：活用 3回目：活用	195	へき地 : 73	
		へき地以外 : 122	
初回：活用 3回目：活用せず	63	へき地 : 33	集団接種会場の数を減らした : 12自治体 開設日や開設時間を減らした : 9自治体 直接雇用など他の方法で看護師の確保を図った : 29自治体
		へき地以外 : 30	会場運営の効率化により、少ない人数で運営 : 4自治体 その他 : 21自治体 (※3)
初回：活用せず 3回目：活用	38	へき地 : 16	集団接種会場の数を増やした : 2自治体 開設日や開設時間を増やした : 3自治体 直接雇用など他の方法で看護師の確保を図った : 19自治体
		へき地以外 : 22	その他 : 13自治体 (※4)
初回：活用せず 3回目：活用せず	1340	へき地 : 922	
		へき地以外 : 418	

(※1) 3回目接種は令和4年3月10日現在の状況。

(※2) 令和4年3月10日現在、集団接種会場を設置していない249自治体を除く。

(※3) 「その他」として、「前回従事したパイプを活かし、直接雇用した」、「初回接種の一部日程が住民健診と重なっていたため、その時期だけ人材派遣を活用したが、追加接種では日程が重ならないことから人材派遣の活用見込みはない」など。

(※4) 「その他」として、「1日当たりの接種可能人数を増やしたため、医療職の増員が必要になった」、「初回接種は近隣の市町村と合同で集団接種会場を運営したが、追加接種では単独で設置することとなったため、地区医師会の負担を考慮し、一部を派遣会社に依頼した」、「コロナの感染拡大のために、依頼した医療機関での対応が困難となった」など。

(参考) 自治体数は計1,741 (へき地 : 1,125自治体、へき地以外 : 616自治体)

都道府県大規模接種会場での看護師の確保状況（令和4年3月10日現在）

接種会場での 看護師の確保方法	計
(1) 自治体又は委託業者が直接雇用する	22自治体
(2) 医師会や管内医療機関等から看護師を 出してもらう	19自治体
(3) 自治体又は委託業者が人材派遣会社か ら人材派遣を受ける	12自治体
(4) 自治体の保健師や退職した保健師を活 用する	2自治体

都道府県における直接雇用の採用ルート

看護師を直接雇用したと回答した 22 自治体の採用ルートは次の通り。

直接雇用の際の採用ルート	回答自治体数（複数回答）
ハローワーク	1 自治体
都道府県ナースセンター	12 自治体
民間職業紹介会社	6 自治体
自治体ホームページでの募集	7 自治体
その他	10 自治体

※「その他」は、他事業で協力を得た看護師に声掛け、大規模接種会場で働く看護師からの紹介、近隣の医療機関に看護師募集を案内する、診療型宿泊療養施設で働く看護師に声掛けするなど。

令和3年4月13日労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会 での主な意見

(仁平 日本労働組合総連合会総合政策推進局長)

- ワクチン接種の期間は、来年2月末までと決められていたと思いますが、確実に期日までに接種が終わるように取り組んでいただきたいと思っています。
- 今回の派遣の措置は、あくまでコロナワクチン接種に限って期間を区切って認めるものであり、派遣の拡大を認めるものではないということについては改めて明確にしておきたいと思います。これをきっかけとして、なし崩し的に通常の看護師派遣を認めるようになつてはならないと思いますし、看護師確保を含めた医療人材の確保というのは、医療政策において直接雇用にて確保するべき課題であつて、安易な派遣の拡大は認められないという意見を申し上げておきたいと思います。
- 厚労省に対する要望ですが、ワクチン接種会場への看護師派遣の状況や受け入れた自治体の数などについて把握していただき、審議会においてご報告いただきたいと思っております。

令和3年12月9日社会保障審議会医療部会での主な意見

(佐保 日本労働組合総連合会総合政策推進局長)

- ワクチン接種会場への看護師派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、あくまでワクチン接種が進まない中での緊急的な措置として、期間を区切って認められたものだと認識しております。（中略）限定的に認められた経緯を踏まえれば、3回目の接種を理由とした延長の議論が当然のようになされることには違和感を覚えます。看護師確保を含めた医療人材の確保は、医療政策において直接雇用などの取組を進めるべきであり、安易に派遣期間を延長するのではなく、しっかりと人員確保を行っていただきたいと考えております。

(井伊 日本看護協会副会長)

- このワクチン接種会場への看護師派遣を可能とするというのは、これは特例措置ということで、時限措置です。その期間を延長する必要があるというのは、現時点では理解できますので、反対ではありませんが、あくまで時限措置ということにしていただきたいと思います。
- 日本看護協会といたしましては、看護師の人材確保は直接雇用が基本であると考えています。看護師の労働者派遣には、そもそも賛成ではありません。

(釜范 日本医師会常任理事)

- 今回の議題については、あくまでも特例的、そして期間を限定してということであるということを、もう一度強調しなければならないと思いますし、知事会から要請があったということも承知していますけれども、（中略）今後、なるべくこういう人材派遣に頼らない形でも、しっかりと必要な人材が確保できる方向に、さらに力を尽くす必要があるということを指摘しておきたいと思います。

令和3年12月24日労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会での主な意見

(富高 日本労働組合総連合会総合政策推進局長)

- 今年4月にワクチン接種会場への看護師派遣を認めたのは、感染状況が非常に厳しい状況の中で、限られた期間で多数回の接種を行う必要があることを踏まえ、あくまで緊急措置として認めたものと捉えております。今回、3回目の接種を理由とした延長の議論が当たり前のようにされることには、我々としては違和感を持っています。
- 前回、派遣を認めたときに、看護師確保を含めた医療人材の確保は、本来、医療政策において直接雇用にて確保を図るべき課題であると申し上げており、安易な派遣期間の延長はすべきではないと考えています。あくまで緊急的な措置であることを踏まえ、自治体には、接種の効率化をはじめ、必要な人材を派遣に頼らずとも確保できる体制整備に取り組んでいただく必要がありますし、厚労省にはそのことを促していただきたいと思います。また、延長ありきではないことについて、厚労省としてしっかり周知していただきたいと思います。
- 変異株の感染状況等も踏まえれば、早急なワクチン接種の体制整備が必要なのは理解しますが、仮に、今後再び同様の状況になった場合にも、延長ありきとならないよう、先ほど申し上げた医療政策上の対応や、自治体への周知、働きかけを徹底していただくよう、強く申し上げておきたいと思います。

労働者派遣以外の方法での看護師の確保について

看護師の確保方法	具体的なやり方等
自治体や委託先による直接雇用	<ul style="list-style-type: none">● 民間事業者やハローワークを利用するほか、各都道府県ナースセンターにおいて、就職希望を登録している潜在看護職に対し、各自治体におけるワクチン接種のための看護職員の求人ニーズについて積極的なマッチング支援を行っている。● 1・2回目接種や他事業で協力を得た看護師に声をかける等の方法で看護師の確保を図る自治体もある。
医療法人等に集団接種会場の運営を委託	<ul style="list-style-type: none">● 医師・看護師等の確保に係る自治体の負担を軽減するため、医療法人等に集団接種会場の運営を委託する自治体もある。
個別接種中心の運営にシフト	<ul style="list-style-type: none">● 集団接種会場の予約に空きが生じる等の状況下で、地区医師会や管内医療機関の協力を得て、個別接種中心の接種体制にシフトする自治体も多くある。